

多古町地域福祉計画

多古町地域福祉活動計画



1 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

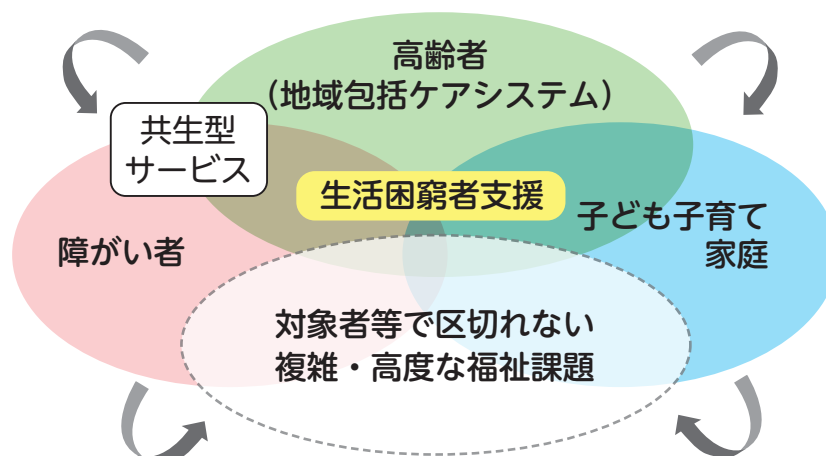
① 計画策定の背景と目的

- 少子高齢化の進行、生活様式の多様化と家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などがみられ、ひとり暮らしやひとり親世帯の増加、孤独死や虐待、自殺、引きこもり、仕事や住まいの生活基盤など、住民の皆さんの暮らしを取り巻く課題は複雑化・多様化しています。
- 多古町地域福祉計画は、地域を取り巻く現状と課題を十分に踏まえつつ、これまでの各種保健福祉施策の充実を図るとともに、地域ぐるみでまると支える仕組みづくりを進めるための指針です。多古町地域福祉計画と多古町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体で策定し、協働で地域福祉の取組を進めます。

② 地域福祉とは

- 「それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方」です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域に関わるすべての人が他人事ではなく自分事として進めていく地域づくりのことです。
- 地域の中で人と人とのつながり、助けたり助けられたりする関係や、仕組みをつくっていくことです。

「地域共生社会の実現」



③ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割

地域福祉計画の役割

地域福祉計画は、地域に存在する様々な課題の解決に向けた取組の方向性や考え方を示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるもので、地域福祉推進の基本方向を示すものです。また、高齢者福祉や障害者福祉、子ども・子育て支援など分野別の取組を、地域福祉計画と整合性を図りながら展開します。

地域福祉活動計画の目的

地域福祉活動計画は、誰もが自分らしくよりよく生きることができるよう、地域住民、ボランティア、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、地域全体で日常生活上の不安の解消や地域の福祉課題の解決を図るために、社会福祉協議会が策定する計画です。

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

① 計画の位置づけ

多古町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定します。多古町地域福祉計画と多古町社会福祉協議会地域福祉活動計画は、相互に補完しあう関係を保持して、2つの計画が両輪となって地域福祉の推進を牽引していきます。また、高齢者福祉や障害者福祉、子ども・子育て支援など分野別の取組は、地域福祉計画を上位計画として整合性を図りながら展開していくこととなります。

② 計画期間

令和3年度から令和7年度の5年計画とします。

③ 計画の対象

地域福祉計画は、住民・町（行政）をはじめ関係団体・関係機関・事業者との指針であることから、特定の対象者ということではなく、すべての住民が支援の担い手であり、支援を必要とするすべての住民が対象になるという考え方をします。

④ 計画の策定体制

計画策定は、地域福祉計画策定委員会を組織し、協議いただき策定しました。また、策定にあたっては、地域福祉に関するアンケート、地域福祉に関する住民懇談会、関係課及び関係機関にヒアリングを行い、地域の状況及び課題などを把握し、住民の意見をいただき、計画の基礎としました。

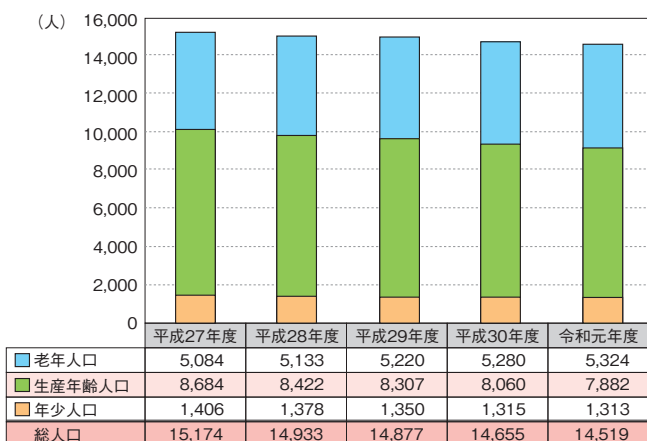


3 地域福祉を取り巻く現状と課題

① 人口減少と高齢化の進行

令和元年度末の総人口は 14,519 人で、地区別の人口及び高齢者人口（5,324 人）の分布は多古地区が最も多く、高齢化率は常磐地区が 43.2%と高くなっています。

人口と人口構成の推移（各年度末現在）



(住民基本台帳)

地区別人口・地区別高齢化率（令和元年度末）

	人口 (人)	高齢者数 (人)	高齢化率 (%)
多古地区	4,473	1,532	34.2
多古第二地区	1,764	631	35.8
東條地区	829	334	40.3
久賀地区	3,415	1,261	36.9
常磐地区	1,729	747	43.2
中地区	2,309	819	35.5
合計	14,519	5,324	36.7

(住民基本台帳)

② 福祉に関する基礎資料

ア 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

要支援・要介護認定者数、認定率（第1号被保険者に占める要介護認定者の割合）ともに平成30年から微増傾向にあります。

要支援・要介護認定者数と認定率（各年9月末日現在）

(人)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成30年	98	64	185	122	101	133	51	754 14.4%
令和元年	104	62	179	135	135	129	64	808 15.2%
令和2年	105	61	169	138	131	132	68	804 15.1%

(介護保険事業報告) 下段は第1号被保険者数に占める割合

イ 障害者手帳所持者数の推移

各種障害者手帳所持者数の合計は平成30年から増加傾向にあります。

障害者手帳所持状況（各年4月1日現在）

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計
平成30年	448	105	64	617
平成31年	450	109	69	628
令和2年	472	109	70	651

(保健福祉課)

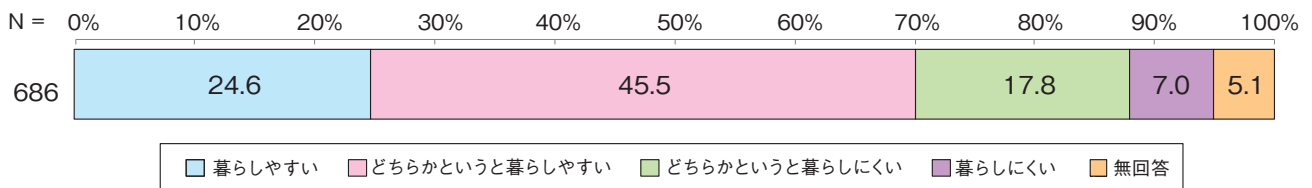
4

地域福祉に関するアンケート・地域福祉に関する住民懇談会からみられる状況

① 地区の暮らしやすさ

暮らしやすい（「暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」の合計）と感じている回答者は70.1%、暮らしにくい（「暮らしにくい」と「どちらかという暮らしにくい」の合計）と感じている回答者は24.8%となっています。

居住地区の暮らしやすさ [%]



② 地域で心配なこと、気になること

「地域の防犯・防災などの安全面」が32.7%と多く、「高齢者が安心して暮らせる環境」が29.0%、「自然環境、ごみや道路などの生活環境」が28.3%と続いています。

③ 防災対策として地域の活動で重要なこと

「隣近所での声のかけあい」が71.3%と多く、「避難場所・施設的环境整備」が45.3%、「相互に安否を確認できる体制づくり」が39.5%、「災害時に支援が必要な人の情報の共有」が38.2%、「災害被害や復旧についての相談」が37.0%と続いています。

④ 町の福祉施策として重要と思う取組

「緊急時や災害時に地域で助け合う仕組みづくり」が46.6%と多く、「身近な場所で相談できる窓口の充実」が37.0%、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の充実」が31.3%と続いています。

住民懇談会で出た意見（課題・できること）



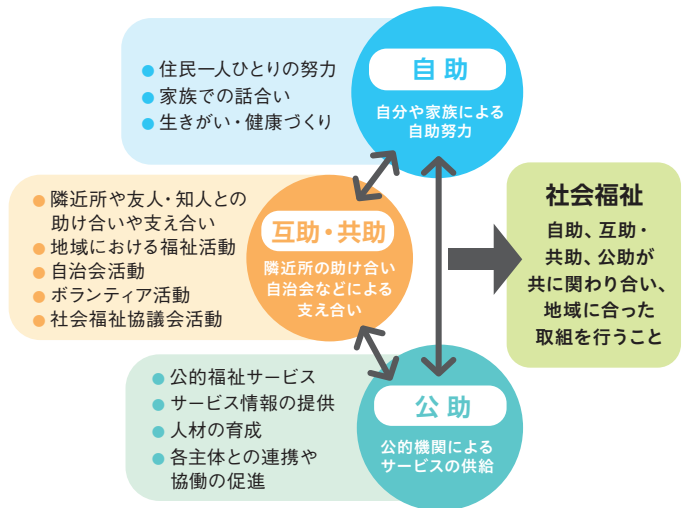
5 計画の基本方向

① 計画の基本理念

共に支え合う、みんなにやさしいまちづくり

② 基本とする考え方

住民の自助努力と、住民同士・地域での互助・共助が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる公助で補完するという原則を尊重して、地域のよいところを「互助・共助」の実践につなげていきます。



③ 基本目標と施策体系

基本理念	基本目標	施策
共に支え合う、みんなにやさしいまちづくり	1 地域包括支援体制の整備 生活のしづらさや困難を抱える人の課題が重複・複雑化しており、世帯全体で支援が必要なケースが増えています。関係課・関係機関とのネットワークを図りやすい体制を確立します。	1. 1 地域包括ケアの推進 1. 2 相談支援体制・ケアマネジメント機能の充実 1. 3 多様なサービスの提供と福祉サービスの質の向上 1. 4 情報提供の充実
	2 横断的課題解決への取組の推進 人口減少や高齢化・核家族化の進行等により、ひとり暮らし世帯の増加や地域で孤立になりがちな世帯がみられます。多古町のまるごと地域包括ケアシステムを推進し、住民が安心して暮らせる体制づくりを進めます。	2. 1 地域での声かけ・見守り活動の推進 2. 2 地域の居場所・集まる機会づくり 2. 3 権利擁護支援の推進 2. 4 地域で孤立し支援が必要な人への支援対策 2. 5 生活基盤の確保支援 2. 6 共生型サービスの検討 2. 7 地域の安心・安全対策の推進 2. 8 介護福祉人材の育成
	3 地域福祉の意識づくりと人づくりの推進 地域にある課題を自分たち・町全体の課題としてとらえることを基本に、協働で地域福祉の推進を目指します。地域に関わり、地域を支え合う人づくりに取り組みます。	3. 1 地域で支え合う意識の啓発 3. 2 介護予防と健康支援の一体的な推進 3. 3 互いに関わり参加する地域づくりの推進 3. 4 多様な主体の育成と協議体を中心とした協働の促進 3. 5 ボランティア活動の活性化 3. 6 各種福祉団体等の活動支援

6 主な取組

基本目標 1 地域包括支援体制の整備

地域福祉計画

- 地域包括ケアの推進
 - 相談支援体制の充実、相談窓口の連携
 - 情報提供の充実
- 等

地域福祉活動計画

- 多古町心配ごと相談所の開設
 - 心配ごと相談員の各種研修・研究会への参加
- 等

基本目標 2 横断的課題解決への取組の推進

地域福祉計画

- 地域での声かけ・見守り活動の推進、地域の居場所・集まる機会づくり
 - 成年後見制度など権利擁護支援の推進
 - 生活困窮者支援、虐待防止対策、子育て支援・子どもの貧困対策
 - 地域での防災体制づくり
- 等

地域福祉活動計画

- 外出支援サービス事業の実施
 - 資金貸付制度の普及、相談
 - 学童保育所の運営
 - 高齢者、障がい者の自立した地域生活を支援
- 等

基本目標 3 地域福祉の意識づくりと人づくりの推進

地域福祉計画

- 地域の支援体制づくり、支え合いの地域づくりの推進
 - 介護予防等による地域福祉活動の効果的な推進、医療・介護の連携促進
 - 交流や生きがい・地域福祉活動の推進、地域住民等が集まる施設の活用
 - 福祉団体のネットワークづくり
- 等

地域福祉活動計画

- 地区社会福祉協議会の事業の推進
 - ボランティアセンター機能の充実、ボランティアグループの育成と活動援助
 - 各福祉関係団体への協力及び助成
- 等

多古町高齢者見守り事業について

多古町高齢者見守り事業は、地域住民・地域事業者の方々にご協力いただき、日常生活・日常業務のなかで、高齢者（概ね65歳以上）について何か異変に気が付いたら、保健福祉センター（高齢者の相談等を扱う町の機関）等にご連絡いただくことで、地域の高齢者をさりげなく見守っていく事業です。（連絡先は8ページをご覧ください）

日常業務のなかで気がついたことがありましたら 保健福祉センター・関係機関へ連絡をお願いします

★ たとえば・・・

郵便受けに新聞や郵便物が何日分もたまっている・・・



昼夜かかわらず、罵声や叫び声が聞こえる・・・



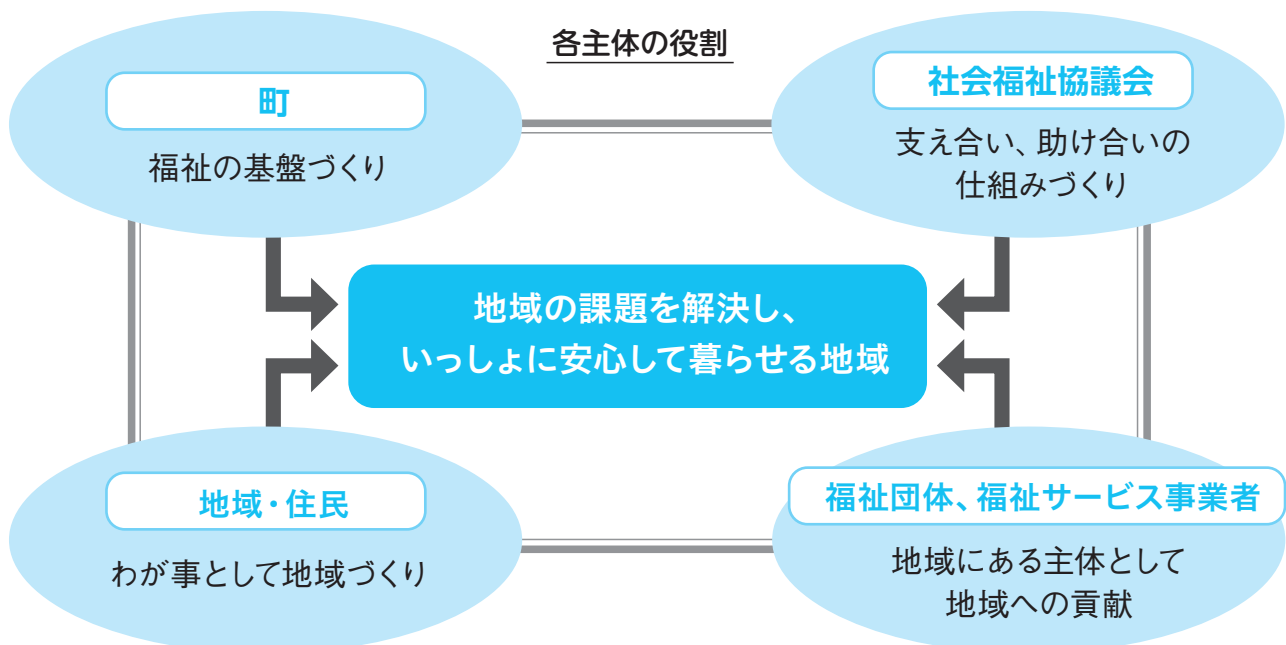
電話や訪問に
応答がない・・・



7 計画の推進にむけて

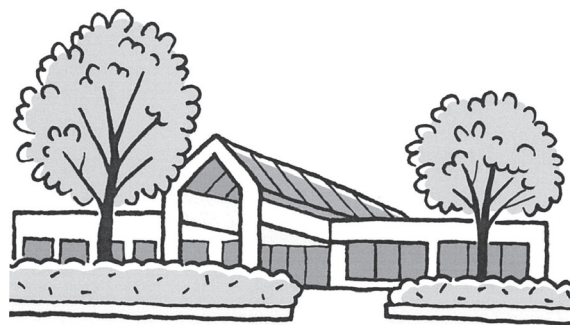
町行政と社会福祉協議会をはじめ、地域、住民等が地域でできることを主体的に活動していくことが大切になります。

住民・関係団体・関係機関・事業者と行政が協働で取り組むため、町社会福祉協議会をはじめ住民・関係団体・関係機関・事業者等と連携を十分に図り、ご意見・協力をいただきながら推進します。



多古町保健福祉センターのご案内

「介護保険サービスを利用したいけど、申請の方法が分からない・・・」、「親亡きあとの生活や住まいが不安」、といった日々の生活の中で、何か困ったことや相談したいことがありましたら、多古町保健福祉センターにご相談ください。



連絡先一覧

名 称	電 話	住 所
多古町 保健福祉センター	保健福祉課福祉係 76-3185	多古町多古 2848
	地域包括支援センター 70-6111	

連絡時間等 月曜～金曜 8時30分～17時15分（祝日等を除く）



令和3年3月
多古町 / 多古町社会福祉協議会